

特記仕様書

業務名：川原地区小水力等発電導入可能性調査業務

第1章 総則

第1-1条（適用範囲）

川原地区小水力等発電導入可能性調査業務の施行にあたっては、この特記仕様書によるものとする。

第1-2条（目的）

この業務は、川原地区小水力等発電施設の導入に向けた可能性を検討するための調査を行うものである。

第1-3条（場所）

この業務において対象とする、川原地区小水力等発電施設の建設予定地は、群馬県前橋市荒牧町四丁目地先で、別添位置図に示すとおりである。

第1-4条（土地の立入り等）

調査に際し、民有地への立入については、発注者側が事前に了解を得ておくこととする。

第1-5条（管理技術者）

管理技術者の資格は次のとおりである。

資格	技術部門	備考
技術士	建設もしくは農業	
RCCM	電力土木部門	
一級施工管理技士	土木及び電気	

第1-6条（照査技術者）

(1) 照査技術者の資格は次のとおりである。

資格	技術部門	備考
技術士	建設もしくは農業	
RCCM	電力土木部門	
一級施工管理技士	土木及び電気	

(2) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務できる。

第1-7条（担当技術者）

(1) 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を発注者に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）

第 2 章 作業条件

第 2-1 条 (設計条件)

設計作業における設計条件は、次のとおりである。

(1) 発電可能性調査の基本条件は次のとおりであるが、本業務において検討し決定する。

1) 発電位置：川原用水落差部

第 2-2 条 (参考図書)

可能性調査作業の参考にする図書は、次表によるものとする。

番号	名 称	発行所	制定 (改訂) 年月日
1	再生可能エネルギー事業支援 ガイドブック	経済産業省 資源エネルギー庁	平成 28 年度版
2	小水力発電の手引き Ver. 3	国土交通省 水管理・国土保全局	平成 28 年 3 月
3	マイクロ水力発電導入ガイドブック	NEDO	平成 26 年 4 月
4	水力発電計画工事費積算の手引き	経済産業省 資源エネルギー庁	平成 25 年 3 月

第 2-3 条 (貸与資料等)

貸与資料は、次のとおりである。

分 類	貸 与 資 料	数 量
地図	予定地位置図	1 部
流量資料	許可水利権資料	1 部

第 2-4 条 (参考資料及び貸与資料の取扱い)

第 2-2 条、第 2-3 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考資料及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、発注者と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、発注者の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 設計作業内容

第3-1条 (作業項目及び数量)

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

作業項目表

作業項目	数量	備考
(1) 発電使用水量と発電形式の検討	1式	
(2) 取水位、放水位落差の検討	1式	
(3) 発電規模及び電力量の算定	1式	
(4) 工事数量及び事業費の概算	1式	
(5) 経済性の検討	1式	
(6) 計画図作成	1式	
(7) 諸計算	1式	
(8) 報告書の作成	1式	

第3-2条 (可能性調査業務の留意点)

可能性調査の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 調査に当たっては、施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。

第4章 打合せ

第4-1条 (打合せ)

打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回：設計作業着手の段階

最終回：報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、発注者と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

第5-1条 (成果物)

成果物を共通仕様書に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副2部
2. 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

第5-2条 (成果物の提出先)

成果物の提出先は、次のとおりとする。

群馬県前橋市昭和町1丁目2-7
広瀬桃木両用水土地改良区

第6章 契約変更

第6-1条 (契約変更)

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 関係機関等対外的協議等により調査等に変更が生じた場合。
- (6) その他

第7章 定めなき事項

第7-1条 (定めなき事項)

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と協議するものとする。